

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月から医療費の窓口負担割合が変わります

問 伊奈庁舎国保年金課（内線4407）

令和4年10月1日(土)から、後期高齢者医療の75歳以上の被保険者（65～75歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）で、下記の「2割負担の条件」に該当する方は、医療費の窓口負担割合が「1割から2割」へ変更となります。住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担のままです。2割負担になるかどうかは、令和4年8月中旬ごろに国保年金課で判定が可能となる予定です。

この制度改正について、厚生労働省がコールセンターを設置していますので、制度改正の背景などに関するご質問は、厚生労働省コールセンター（☎0120-002-719）までお問い合わせください。制度改正の詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページはこちら

● 2割負担の条件（対象となる方）

2割負担の対象となる方は、同一世帯に住民税の課税所得^{*1}が28万円以上145万円未満の被保険者がいる方で、次の①または②のいずれかに該当する方です。

①	被保険者が世帯に2人以上の場合	「年金収入 ^{*2} + その他の合計所得金額 ^{*3} 」の合計 ^{*4} が320万円以上
②	被保険者が世帯に1人の場合	「年金収入 ^{*2} + その他の合計所得金額 ^{*3} 」の合計 ^{*4} が200万円以上

※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書に記載されている課税標準額（所得から基礎控除などを差し引いた後の金額）のことで

※2 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことで

※4 「合計」の対象となるのは、世帯内の被保険者の金額です。被保険者以外の方の金額は計算対象外です。

● 窓口負担が2割となる方へは配慮措置があります

2割負担となる方に対し、令和4年10月1日(土)から3年間（令和7年9月30日まで）は、1割負担から2割負担になったことによる、1カ月の外来医療費の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院医療費は対象外です）。

3,000円以上の負担増加額を支払った場合、配慮措置により、高額療養費の登録口座に差額が払い戻されます。口座が未登録の方へは、令和4年9月中に茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。申請書がお手元に届いた方は、口座の登録をしてください。

■ 配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担が1割の時 ①	5,000円
窓口負担が2割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻しなど (③ - ④)	2,000円



● 詐欺にご注意ください！

○厚生労働省や市役所が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳などをお預かりすることは**絶対にありません！**

○ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません！**

○不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または市消費生活センター（☎0297-25-3288）にお問い合わせください。